


公社賃貸住宅等の顧客紹介に関する協定書



群馬県住宅供給公社（以下「甲」という。）と一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、甲所有の賃貸住宅等に係る顧客紹介に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、甲が所有する賃貸住宅等に係る入居促進のため、乙の協会会員（以下「会員」という。）から顧客紹介を受けることを目的として、乙と協定するものとする。

（会員に対する指導等）

第2条 乙は、この協定締結後、甲と協議のうえ、会員に対し顧客紹介方法及び賃貸住宅に関する必要な事項を周知徹底する。

2 乙は、会員の取り扱った紹介に関する苦情の処理は、当該会員と共同で処理し、甲は関与しないものとする。

（顧客紹介方法）

第3条 顧客紹介は、会員が甲所定の申込用紙を預かり、「顧客紹介通知書」（別記様式1）、「情報提供同意書」（別記様式1裏面）、宣誓書（別記様式2）を添付し甲に提出することによる。

2 甲は前項に規定する書類の提出があったときは所定の審査手続きを行い、適当と認めるときは、賃貸住宅契約を締結する。

3 前項の規定で、甲が顧客と賃貸住宅契約を締結し、敷金等が納入され住宅に入居が確認されたとき、紹介が成立したものとする。

4 甲は、紹介が成立したときは直ちに乙及び会員に顧客紹介成立通知書（別記様式3及び4）により通知するものとする。

（紹介成立料の額）

第4条 甲が支払う紹介成立料の額は、家賃の1か月分とし、その額に消費税相当額を加えたものとする。

2 甲は、前条第4項の規定により会員から紹介成立料請求書（別記様式5）の提出を受けた日から30日以内に、会員に紹介成立料を支払うものとする。

3 この協定に基づく取引において当該会員は、顧客から報酬を受け取らないものとする。

（紹介成立料の不払い及び返還）



第5条 甲は、顧客紹介の過程で、会員が次の各号の一に該当するときは、紹介成立料は支

払わないものとし、既に支払っている場合は、会員は甲に対し直ちにこれを返還しなければならない。

- 一 会員が、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第2項の規定により免許の効力を失ったとき、又は同法第65条第2項の規定により業務停止、若しくは第66条及び第67条の規定により免許の取り消しを受けたとき。
- 二 会員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める「指定暴力団」若しくは「指定暴力団連合」の構成員であったとき
- 三 会員が紹介に関して、不正又は不当な行為をしたとき。
- 四 会員が本協定に違反したとき。

（秘密の保持）

第6条 乙及び会員は、顧客の紹介にあたり知り得た情報を漏らしてはならない。乙及び会員の従業員についても同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれかより本協定の変更又は解約の申し出がない限り、更に1年間同一条件をもって更新されるものとし、以降、同様とする。

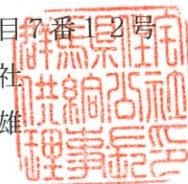
（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定で疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 住所 前橋市紅雲町一丁目7番12号
氏名 群馬県住宅供給公社
理事長 石井 久雄



乙 住所 前橋市天川大島町一丁目4番37号
氏名 一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会
会長 長井 貞二

